

1 地域支援型

(1) 支援内容

① 都市住民と共生する農業経営の実現 ～ 都市住民の都市農業機能の理解醸成や共生の取組への支援 ～

支援対象者：地域協議会 ※構成員に市区町村を含むことが必須

〔 構成員：都市農業者、都市住民、食品関連事業者、NPO法人、民間企業、J A、市街化区域内農地を有する市区町村 等 〕



農作業体験を中心とした取組



市民農園や体験農園の開園に係る専門家による相談、農園の付帯施設（簡易トイレ、農機具庫、休憩所等）の整備



農園での都市住民と交流する体験イベントの開催



小学校や幼稚園などを対象にした農作業体験会の開催



農作業体験会の開催



小学校の体験学習



農園付帯施設（簡易トイレ）の設置



地域の都市住民と共生する取組



自動販売機の設置



地域住民に新鮮な農産物を提供する自動販売機の設置



都市住民に農業への理解を醸成してもらうための地元の野菜・果実を使用した加工品の開発



都市住民に新鮮な農作物を届けるための新たな販売方法等の検討



都市農地の周辺環境対策のための簡易な施設（農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等の防止対策）の整備



土砂流出対策の土留め

など、都市住民の都市農業への理解醸成や都市住民と共生していくための様々な取組を支援します。

② 都市農業の情報発信 ～ 都市農業者と都市住民の交流促進の取組への支援 ～

支援対象者： 都市農業者や都市住民等で組織する団体、市区町村、NPO法人、民間企業、J A 等

都市部でのマルシェ開催の取組



朝採れ野菜を駅前広場や公園などで直売するマルシェの開催



コロナ禍における非接触型ウェブマルシェの立ち上げ



新鮮な野菜達



都市でのマルシェの開催

都市農業者と都市住民の交流促進の取組



都市住民参加の都市野菜の料理講習会



伝統野菜「練馬大根」



地元の都市野菜を活用した料理交流会の開催



農業祭などでの都市伝統野菜の展示やイベント開催



農業に関わりたい都市住民らと連携したコミュニティイベントの開催

など、都市住民との交流を促進する様々な取組を支援します。

③ 防災協力農地の機能強化

～ 都市農業機能の一つ防災機能の維持・強化の取組への支援 ～

支援対象者： 市区町村、都市農業者や都市住民等で組織する団体、NPO法人、民間企業、JA、土地改良区 等

※市区町村が構成員又は連携することが必須



防災協力農地制度の導入に向けた調査・検討



防災協力農地制度の導入に必要な専門家による相談、農地状況調査、農家への意向調査等の経費



防災協力農地での防災兼用井戸の設置や避難誘導を円滑にするための農地入り口の拡幅等簡易な施設整備



防災兼用井戸の整備



防災協力農地の都市住民への周知



防災時炊き出し訓練



防災協力農地立て看板



防災協力農地において実施する地域住民も参加する防災訓練



防災協力農地内のハウスを活用した炊き出し訓練



市民に周知するための「防災協力農地」立て看板の設置



防災協力農地マップの作成

など、防災協力農地の維持・強化のための様々な取組を支援します。

防災協力農地とは、

農家が所有する農地について、農家や農家の同意を得たJAなどが地方自治体と災害発生時の避難空間、仮設住宅建設用地等として利用する内容の協定・登録等を自主的に実施する取組をいいます。

(2) 交付額の上限等

① 都市住民と共生する農業経営の実現	事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間） 交付率：定額 助成上限額：250万円／年 このうちハード事業の上限は150万円又はソフト事業の1.5倍の額のうちいずれか低い額 （例1：ソフト事業100万円の場合、ハード事業の上限150万円） （例2：ソフト事業140万円の場合、ハード事業の上限110万円） （例3：ソフト事業 50万円の場合、ハード事業の上限 75万円） 実施区域：都市計画区域内 ※ハード事業の対象は生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法・都市緑地法による基本計画等に基づく保全の方針が示されている農地 ※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須 （参考）例1：総事業費250万円 ☞250万円が交付対象 例2：総事業費280万円 ☞250万円が交付対象 ✓ check 例2のハード事業は、150万円未満かつソフト事業の1.5倍以内であるが、当該メニューの上限額が250万円のため、超過分は事業実施主体の負担で実施することとなります。
② 都市農業の情報発信	事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間） 交付率：定額 助成上限額：100万円／年 実施区域：都市計画区域内 （複数の市町村にまたがる取組に限る。ただし、特別区、政令指定都市は農水省が適当と認める場合は単独市区で実施可能）
③ 防災協力農地の機能強化	事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間） 交付率：定額 助成上限額：150万円／年 このうちハード事業の上限は50万円又は総事業費の1/2の額のうちいずれか低い額 （例1：総事業費100万円の場合、ハード事業の上限 50万円） （例2：総事業費150万円の場合、ハード事業の上限 50万円） （例3：総事業費 60万円の場合、ハード事業の上限 30万円） 実施区域：都市計画区域 ※ハード事業の対象は生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法・都市緑地法による基本計画等に基づく保全の方針が示されている農地 ※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須 （参考）例1：総事業費150万円 ☞150万円が交付対象 例2：総事業費150万円 ☞125万円が交付対象 ✓ check 例2のハード事業は、総事業費の1/2以内であるが、ハード事業の上限額が50万円のため、超過分は事業実施主体の負担で実施することとなります。